二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響を緩和し、一般会計補正予算における地域住民税非課税世帯等に対する給付を実施するための基礎とする情報（令和七年度福知山市から支給する情報をいう。）、令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第百三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和九年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については令和十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百四十号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第四項の規定に基づき、令和七年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		大船渡市
東京都		八丈町
静岡県		牧之原市
熊本県		八代市、上天草市
	下益城	美里町
	玉名	玉東町
	上益城	甲佐町
	八代	氷川町

○総務省告示第百四十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
熊本県	下益城	美里町
	上益城	甲佐町

(二)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	中川	豊頃町
東京都		八丈町
熊本県		宇城市、天草市
	八代	氷川町

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		爾志　乙部町　仙北市
秋田県		五城目町
南秋田		鶴岡市
山形県		村上市、糸魚川市、上越市、佐渡市
新潟県		富山市、小矢部市
富山県		金沢市、かほく市
石川県		浜田市、出雲市
島根県		邑南町
邑智		柳井市
山口県		香美市
高知県		北九州市、行橋市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市
福岡県		岡垣町
遠賀		唐津市、小城市
佐賀県		熊本市、八代市、玉名市、菊池市、宇城市、天草市、合志市
熊本県		美里町
下益城		玉東町、和水町
玉名		益城町、甲佐町
上益城		氷川町
八代		中津市、日田市、佐伯市
大分県		日南市
宮崎県		曽於市、霧島市、志布志市
鹿児島県		